

件名：新型コロナウイルス（入国時の質問票の記入等）

（ポイント）

- ベネズエラ政府は、新型コロナウイルス対策の実施計画に基づいた対応を開始すると発表しました。
- 入国時に、質問票の記入及び入国後の経過観察報告を求められる場合があります。

（本文）

27日、ベネズエラ政府は、新型コロナウイルス対策実施計画に基づいた対応を開始すると発表し、国民への啓蒙キャンペーンを開始する旨公表しました。水際対策としては、既に、主要な空港や港での疫学的監視システムを実施しています。

これまでのところ、監視システムによる日本人を対象とした入国制限や入国後の行動制限は確認されておりませんが、空港での入国の際に、職員から、主にアジア人を対象にして、質問票の記入を求められ、入国後、電話等による経過観察報告を求められる例が、邦人旅行者より報告されています。

つきましては、ベネズエラへの入国に際しては、氏名や滞在・連絡先等の記入を求められる場合がありますので、ご注意ください。

このメールは、在留届及び「旅レジ」にて登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>